

個人金融資産動向：2018年の回顧と今後注目すべき潮流

宮本 佐知子

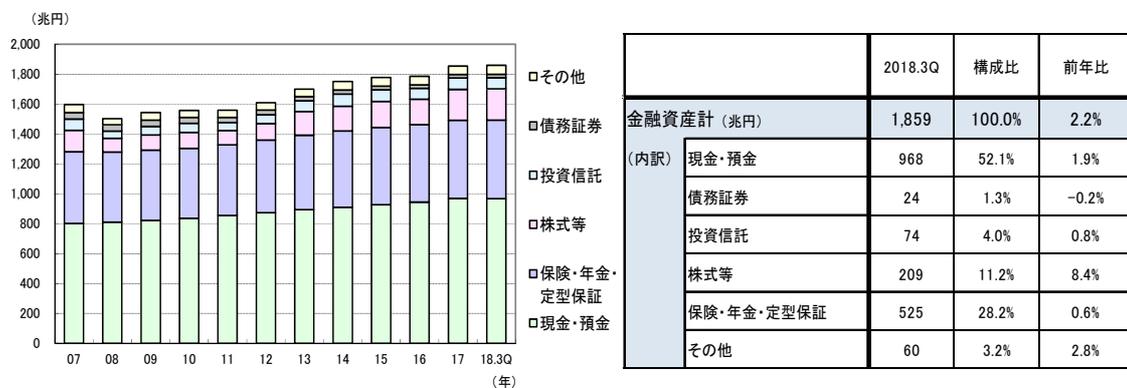
■ 要 約 ■

1. 日本銀行「資金循環統計」によると、2018年9月末の個人金融資産残高は1,859兆4,126億円（前期比0.6%増、前年比2.2%増）となり、過去最高となった。個人金融資産の52.1%を占める現金・預金が前年から1.9%増加したことに加え、前年からの株高進行で評価額が膨らんだ株式等が前年から8.4%増加したことが、残高全体を押し上げた。ただし投資信託は、前年から0.8%の増加にとどまった。
2. 2018年第3四半期（7～9月期）の個人資金の各金融資産への純流出入を見ると、現金・預金は資金純流出、債務証券は資金純流入（うち、国債は資金純流入、事業債は資金純流出）、上場株式は資金純流出、投資信託は資金純流出、保険・年金・定型保証は資金純流入、外貨預金と対外証券投資は資金純流入となった。
3. マイナス金利が導入されて3年目を迎えた2018年の個人資金の動きを振り返ると、流動性を確保しつつも、市場に残された利回りを求めて投資先を多様化させる動きが続き、特に生命保険や債務証券、外貨預金、対外証券投資に資金が流入した。個人が最も多く保有する金融資産は依然として現金・預金だが、預金に長期間固定させるのではなく、要求リターンに見合う投資先が現れるまで動かしやすい形で待機させているものと推測される。
4. 今後の注目点は、足元の世界的な株価の急変動を乗り越え、これらの待機資金が本格的にリスク資産に向かうかである。そこで、特に家計の投資を進みやすくするという観点から注目される2018年からの動きとして、個人の投資に対する考え方、制度面の動き、新たな金融サービス提供の動きを紹介する。
5. 今後の家計金融資産には税制改正も大きな影響を及ぼすと見込まれる。そこで、平成31年度税制改正大綱のうち、金融庁が要望していた家計金融資産に係る主な改正の概要と今後注目される論点をまとめている。

I. 日本銀行統計から見る個人金融資産残高の概況

2018年12月21日に公表された日本銀行「資金循環統計 2018年第3四半期(7~9月期)」によると、2018年9月末の個人金融資産残高は1,859兆4,126億円(前期比0.6%増、前年比2.2%増)となり、過去最高となった(図表1)。個人金融資産の52.1%を占める現金・預金が前年から1.9%増加したことに加え、前年からの株高進行で評価額が膨らんだ株式等が前年から8.4%増加したことが、残高全体を押し上げた。ただし投資信託は、前年から0.8%の増加にとどまった。

図表1 個人金融資産の残高と内訳



(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

II. 主な金融資産を巡る個人資金の動き

図表2は、四半期ごとの主な金融資産への個人資金純流出入の動きである。足下の特徴は次の通りである。

1. 現金・預金

現金・預金は資金純流出となった。現金・預金は季節要因の影響を受けやすく、四半期ごとに純流入と純流出を繰り返し、例年第3四半期(7~9月期)は純流出となる。2018年第3四半期には、現金・預金のうち「現金」は純流入、「流動性預金」と「定期性預金」は純流出となった。定期性預金の純流出は、11四半期続いている。

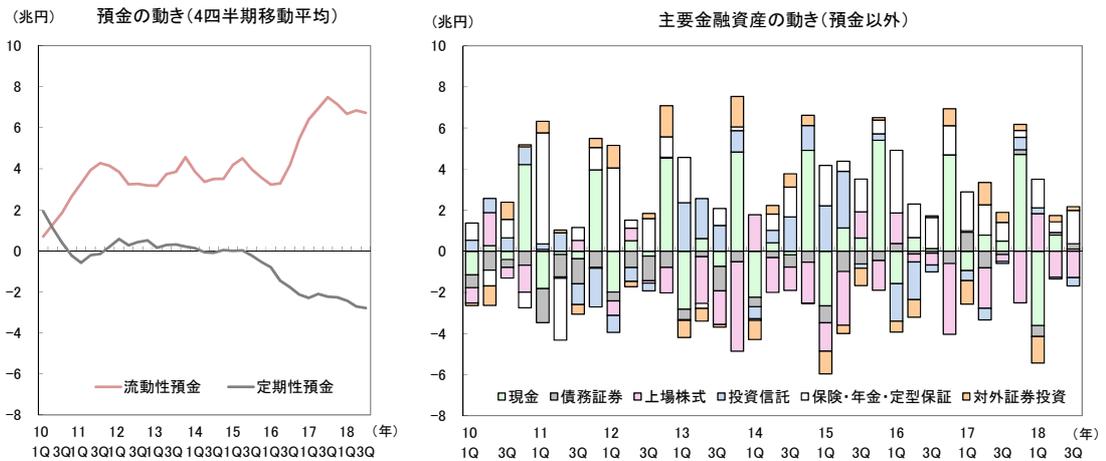
2. 債務証券

債務証券は資金純流入が続いた。債務証券のうち「国債」は資金純流入が続いた。個人が購入できる国債のうち「新窓販国債」は金利低下等のために募集が停止されているが¹、

¹ 財務省では金利水準等を勘案し、2年物は2014年11月債から、5年物は2015年9月から募集が中止されている。10年物は2018年4月から募集が中止されていたが、2018年8月から募集が再開された。

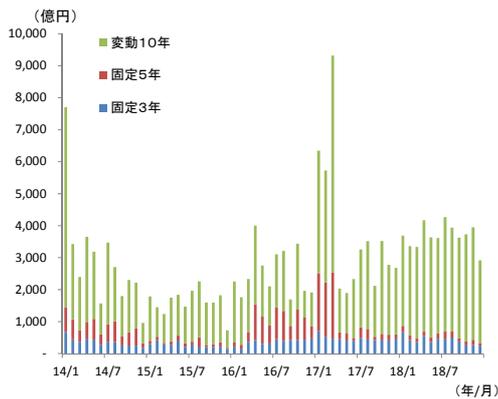
「個人向け国債」はマイナス金利政策下で預金金利が下がる中で、元本と年0.05%の最低金利が保証される点が注目され人気が高まっている²。そのため、個人向け国債は2018年を通じて月間4,000億円程度の発行が続いている（図表3）。2018年第3四半期は、過去に発行した個人向け国債の償還を上回る発行がなされたため、「国債」合計は資金純流入になった。一方、債務証券のうち「事業債」は資金純流出が続いた。個人が保有する事業債残高は2016年第3四半期をピークにその後は減少が続いている（図表4）。

図表2 主な金融資産への個人資金純流出入（四半期ベース）



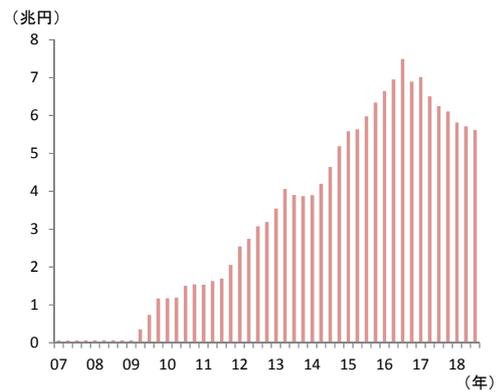
（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

図表3 個人向け国債の発行額の推移



（出所）財務省統計より野村資本市場研究所作成

図表4 個人が保有する事業債残高



（出所）日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

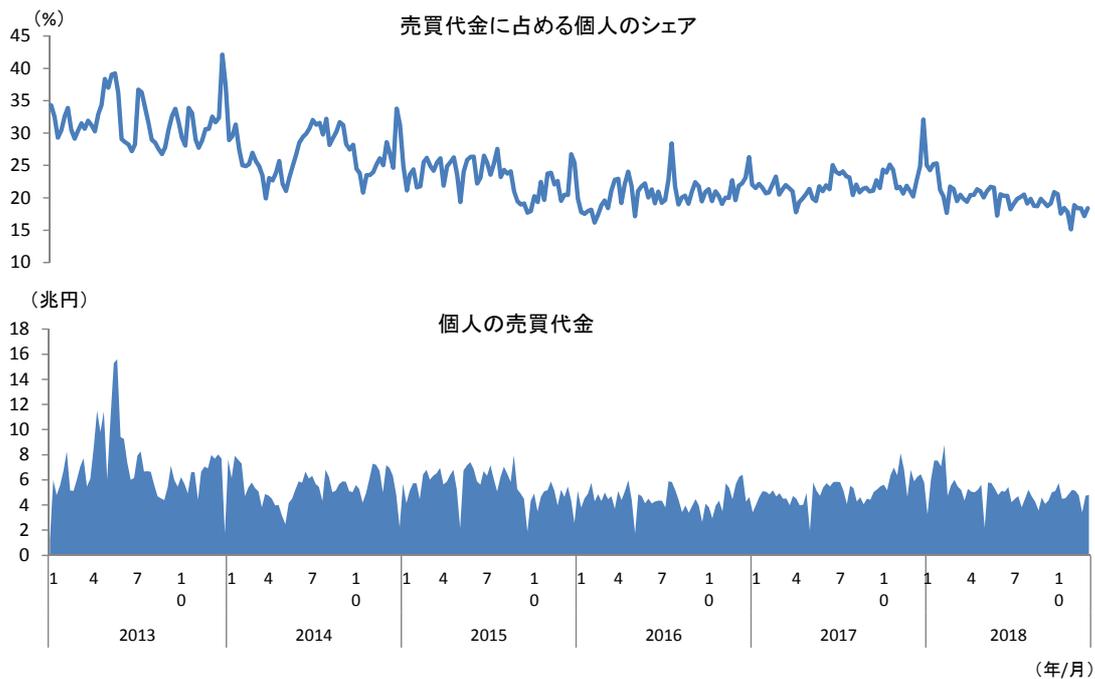
² 取扱金融機関によっては応募額などに応じて現金を贈呈する販売促進キャンペーンが展開されたことも、個人向け国債の人気を後押ししてきたと見られる。

3. 上場株式

上場株式は資金純流出が続いた。株式市場における個人の売買代金のシェアは、20%前後での推移が続いている（図表5）。株式売買差額を見ると、2018年第2四半期に続き同第3四半期も売り越しとなった（図表6）。2018年10月の国内外の株式相場の下落時には買い越しに転じたものの、同11月には再び売り越しに転じ、個人投資家は2018年1～11月累計で3,364億円を売り越した。

足元の株式市場で注目を集めたのは、ソフトバンクグループの国内通信子会社、ソフトバンクの上場である。総額の9割が国内投資家に売り出され、公開価格は1,500円、調達額は約2.6兆円と、1987年のNTTを抜き過去最大となった。2018年12月19日の上場初値は1,463円であり、初値ベースの時価総額は7兆35億円と、日本郵政に次ぐ約3年ぶりの大型上場となったが、同日の終値は1,282円となり、公開価格に対して15%の安値で引けた。

図表5 株式市場における個人の売買状況



- (注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部等合計。2013年7月第2週までは大阪を含む3市場。
2. 個人のシェアは委託合計額に占める割合。現金と信用取引の合計値である。

(出所) 東京証券取引所統計より野村資本市場研究所作成

図表 6 投資部門別の株式売買状況

(単位:億円)

	個人	法人							海外投資家	証券自己
		投資信託	事業法人	その他法人等	金融機関					
					生保・損保	都銀・地銀等	信託銀行	その他金融機関		
2015年	-49,995	2,429	29,632	-2,167	-5,841	-3,094	20,075	2,604	-2,510	15,588
2016年	-31,624	-3,890	22,236	4,671	-5,739	-4,930	32,651	2,619	-36,888	24,125
2017年	-57,934	-10,435	12,325	6,047	-5,709	-8,650	939	1,348	7,532	60,321
2018年1月	349	2,780	789	451	-403	-576	2,520	184	-4,773	-1,756
2018年2月	12,483	1,817	4,730	1,086	-59	-148	1,820	742	-11,425	-12,532
2018年3月	4,048	2,017	409	264	-338	-731	320	194	-9,976	3,452
2018年4月	-7,867	183	236	147	-481	-762	-32	-269	2,072	7,835
2018年5月	-3,606	-2,650	4,491	740	-539	-671	-972	71	-7,413	10,867
2018年6月	-1,669	1,218	1,279	1,121	-167	-1,185	4,420	205	-6,642	1,618
2018年7月	-4,876	1,018	1,420	618	-50	-148	1,329	-58	4,114	-3,016
2018年8月	414	893	2,377	466	-281	-538	582	99	-4,826	996
2018年9月	-8,570	-3,088	-530	370	-481	-924	-663	-147	-1,557	17,365
2018年10月	10,579	3,847	1,471	360	-142	-859	-59	178	-2,565	-13,774
2018年11月	-4,650	923	6,343	430	-264	-759	-178	-143	-2,999	621

(注) 1. 二市場（東京・名古屋）一・二部等合計。
 2. プラスは買い越し、マイナスは売り越しを示す。
 (出所) 東京証券取引所統計より野村資本市場研究所作成

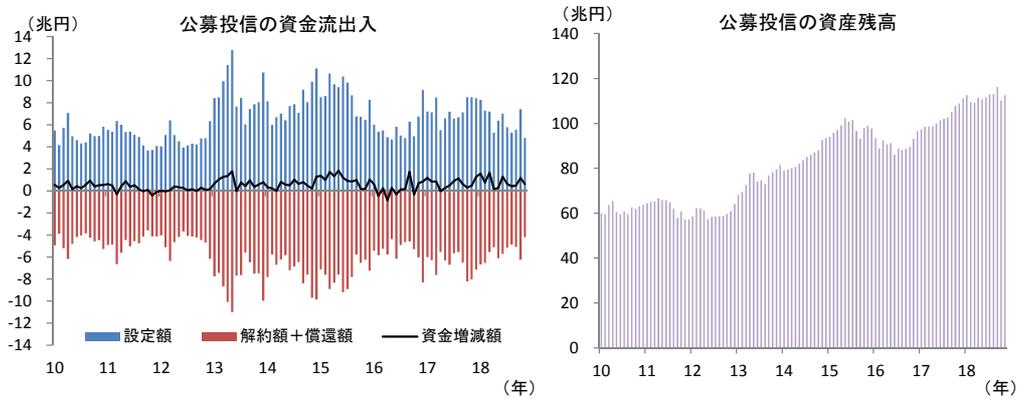
4. 投資信託

投資信託は資金純流出が続いた。日本銀行がこのデータの推計にあたり参照する投資信託協会の月次統計によると、2018年第3四半期は「公募投資信託」全体では資金純流入となったが、「公社債投信」からは資金純流出した一方、「株式投資信託」への資金純流入が大きかった（図表 7、8、9）。ただし、日銀による ETF 買入れの影響も考慮し、株式投資信託から ETF を除き、更に分配金も除いたコア指標で見ると、2018年第3四半期も資金純流出となった（図表 10）。

投資信託への資金流入は、ラップ口座や NISA を通じた資金流入も影響する。日本投資顧問業協会統計によると、ラップ口座の件数・金額は 2018年9月末時点で 80万 1,720件・8兆 7,450億円であり、それぞれ 2018年6月末から 5.7%ずつ増加した（図表 11）。ラップ口座を契約規模別に見ると、1,000万円未満の契約件数が全体の 69%を占めるが、2018年6月末からの増加率が最も高かったのは 10億円以上の契約件数だった。また、金融庁調査（2018年9月末時点）によると、NISAの口座数は 1,226万 4,216口座（うち、つみたて NISA 87万 5,658口座）、総買付額は 15兆 360億円であり、それぞれ 2018年6月末から 2.4%、3.6%増加した³。これらは投資信託への資金流入要因となっている。

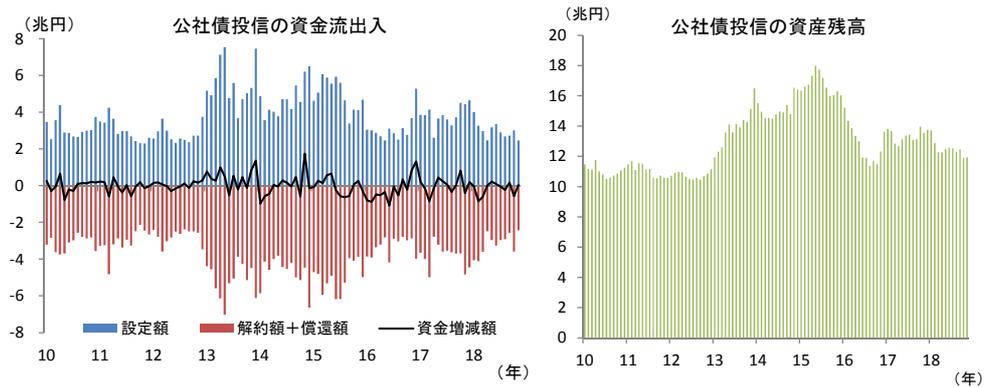
³ NISA 口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、平成 30 年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。

図表7 公募投資信託への資金流入と資産残高



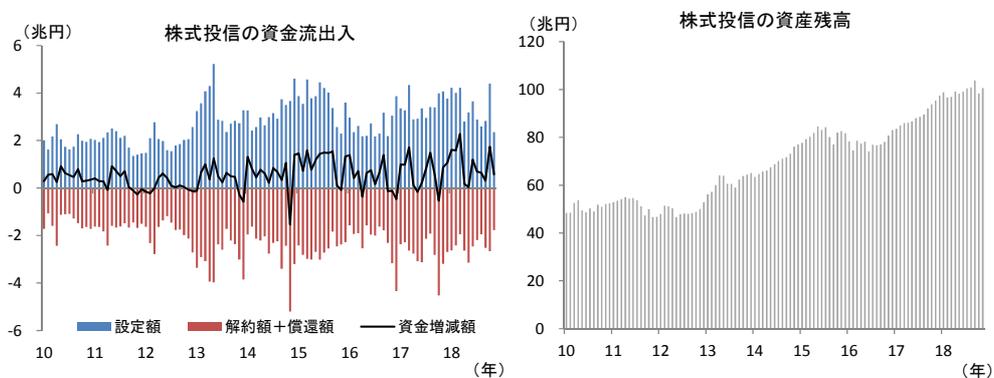
(注) 1. 公募投信は株式投信と公社債投信の合計。
 2. 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
 (出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表8 公社債投資信託への資金流入と資産残高



(注) 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
 (出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表9 株式投資信託への資金流入と資産残高



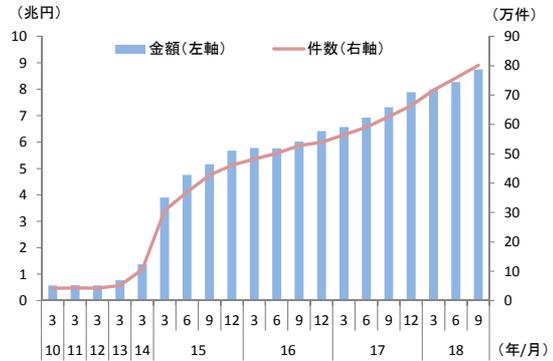
(注) 解約額と償還額はマイナス表示。資金増減額は設定額から解約額と償還額を引いたもの。
 (出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 10 株式投資信託（除 ETF）への資金流入



(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 11 ラップ口座の利用状況



(出所) 日本投資顧問業協会統計より野村資本市場研究所作成

投資信託の売れ筋商品については、テーマ型を中心とする株式投資信託が上位を占めた(図表 12)。2018 年第 3 四半期の首位は「フューチャー・バイオテック」である。これは、バイオテクノロジー関連企業や医療機器関連企業の株式に投資する投資信託であり、同四半期中に 1,237 億円が純流入し、2 位以下を大きく上回った。2 位の「日興 FW・日本債券ファンド」はファンドラップに組み入れられる専用投資信託で、ポートフォリオのリバランスによる売買で資金流入が膨らんだ。また、米国の成長株が投資対象の「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド B コース」にも多くの資金が流入した。

一方で、売れ筋商品の分配頻度については、これまでは毎月分配型投資信託が占める割合は次第に低下し、2017 年第 4 四半期には上位 10 商品から姿を消した。しかし、2018 年第 2 四半期と第 3 四半期は、3 商品が毎月分配型投資信託となった。その後は、国内外の相場変動の中、売れ筋投信にも変化が見られており、今後の動きが注目される。

5. 保険・年金

保険・年金・定型保証は資金純流入となった。このうち「生命保険」は資金純流入が続いており、純流入額も増加している。超低金利環境が継続する中で、比較的高い利回りをとりやすい外貨建て保険に人気が集まっていると見られる。一方、「非生命保険」「年金保険」はそれぞれ資金純流出となった。

6. 外国資産

外国資産については、「外貨預金」「対外証券投資」はそれぞれ資金純流入が続いた。2018 年 9 月末時点で個人が保有する外貨建資産残高(外貨建投資信託、外貨建対外証券投資、外貨預金の合計)は 44 兆円、個人金融資産に占める割合は 2.4%と推定され、2018 年 3 月末と同水準にとどまっている。

図表 12 投資信託の資金純増額ランキング (2018年4月～2018年10月)

順位	2018年第2四半期(4～6月)			2018年第3四半期(7～9月)			(参考)2018年10月		
	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額	ファンド名	投信会社	資金純増額
1	次世代通信関連 世界株式戦略ファンド	三井住友TAM	1,170	フューチャー・バイオテック	三井住友	1,237	日経225ノーロードオープン	アセマネOne	541
2	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(年2回決算型)(為替ヘッジなし)	アセマネOne	631	日興FW・日本債券ファンド	三井住友	832	ダイワ・フルベア・ファンドV プル3倍日本株ポートフォリオV	大和	431
3	日興FW・日本債券ファンド	三井住友	590	netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)	ゴールドマン	769	netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)	ゴールドマン	328
4	UBS中国新時代株式ファンド	UBS	471	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース毎月決算型(為替ヘッジなし)予想分配金提示型	アライアンス	742	フューチャー・バイオテック	三井住友	260
5	グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド(1年決算型)	日興	440	次世代通信関連 世界株式戦略ファンド	三井住友TAM	626	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Dコース毎月決算型(為替ヘッジなし)予想分配金提示型	アライアンス	230
6	日本厳選割安株ファンド2018-04(繰上償還条件付)	三井住友TAM	414	東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)	東京海上	509	楽天日本株4.3倍プル	楽天	185
7	未来イノベーション成長株ファンド	三菱UFJ国際	413	ダイワ・フルベア・ファンドV プルベア・マネー・ポートフォリオV	大和	487	サイバーセキュリティ株式オープン(為替ヘッジなし)	三菱UFJ国際	181
8	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Cコース毎月決算型(為替ヘッジあり)予想分配金提示型	アライアンス	410	ダイワ・フルベア・ファンドV プル3倍日本株ポートフォリオV	大和	480	MHAM株式インデックスファンド225	アセマネOne	167
9	東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)	東京海上	410	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(年2回決算型)(為替ヘッジなし)	アセマネOne	477	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(年2回決算型)(為替ヘッジなし)	アセマネOne	167
10	スマート・ファイブ(毎月決算型)	日興	406	アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信 Cコース毎月決算型(為替ヘッジあり)予想分配金提示型	アライアンス	437	野村ハイパーブル・ベア6(日本ハイパーブル6)	野村	143

(注) 1. 対象は追加型投信で、該当月に新規設定した投信や償還された投信、上場投信は除外されている。
2. 資金純増額の単位は億円。

(出所) R&I『ファンド情報』より野村資本市場研究所作成

7. 2018年の個人資産動向のまとめ

マイナス金利が導入されて3年目を迎えた2018年の個人資金の動きを振り返ると、流動性を確保しつつも、市場に残された利回りを求めて投資先を多様化させる動きが続き、特に生命保険や債務証券、外貨預金、対外証券投資に資金が純流入した。一方で、不透明な国内外の相場環境を背景に、上場株式や投資信託は同年第1四半期には資金が純流入したものの、その後は資金の純流出が続いている。

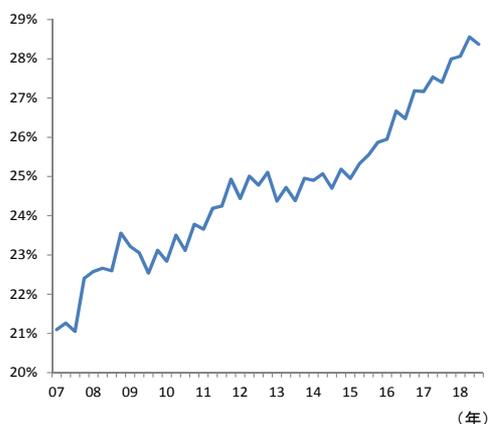
個人が最も多く保有する金融資産は依然として現金・預金である。しかし、その構成は変化しており、「定期性預金」が減少する一方で「流動性資金(現金と流動性預金)」が増加し、2016年に両者が逆転した後もその差は拡大している。これは、個人が自らの資産を(預金に長期間固定させるのではなく)要求リターンに見合う投資先が現れるまで動かしやすい形で待機させているためと推測される。「流動性資金」が個人金融資産に占める割合は、2018年9月末では28.4%となり、過去最高水準にある(図表13)。また、MRFの残高も、依然として高水準にある。

今後の注目点は、足元の世界的な株価の急変動を乗り越え、これらの待機資金が株式や投資信託といったリスク資産へ本格的に向かうかである。リスク資産が個人金融資産

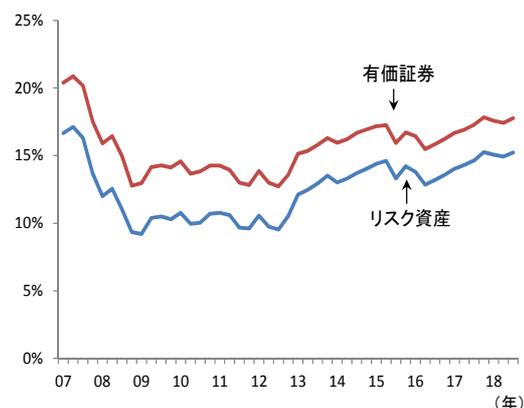
に占める割合は、2018年9月末では15.2%であり、リーマンショック前の水準を下回っている（図表14）。

家計部門全体で投資が進みづらい構造的な要因としては、社会全体の高齢化が進む中で、高齢を理由に有価証券を売却し投資から引退する人や、相続した有価証券を売却する人も増えていると見られることが指摘できる。そのため、世代を超えた長期投資を可能にさせることや、投資に対する関心や理解を次世代に深めてもらうことは重要な課題である。預金に偏在した資産を分散させる必要性を理解してもらうことに加えて、少額からでも投資しやすい環境や、投資の果実を適切に受け取ることができる環境を整えていくことも求められていよう。そこで次章では、このような観点から注目される動きを紹介する。

図表13 個人金融資産に占める流動性資金割合 図表14 個人金融資産に占めるリスク資産割合



(注) 流動性資金は現金と流動性預金の合計。
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成



(注) リスク資産は株式等と投資信託の合計。
(出所) 日本銀行統計より野村資本市場研究所作成

Ⅲ. 注目される2018年からの潮流

1. 投資に対する「個人」の考え方

2018年12月18日に日本証券業協会が公表した「平成30年度証券投資に関する全国調査（個人調査）」によると⁴、個人による金融商品保有率は、株式12.6%、投資信託9.2%、公社債2.7%であり、前回調査（2015年）から大きな変化はなかった。一方、興味を持っている金融商品は、株式16.1%、投資信託10.9%、公社債3.4%であり、実際の保有率よりも高くなっている。

また、証券投資を必要だと思う人の割合は25.1%であり、世代別には30代（31.1%）、

⁴ 調査は、日本全国の20歳以上の男女個人を対象に、標本数7000人を抽出、訪問留置法によるアンケート調査を実施。調査期間は2018年6月15日～7月29日。

50代(29.3%)、40代(28.8%)の順に多い。これらの世代では、前回調査から同割合が増加しているため、投資に対する理解は以前よりも高まっていると見られる。

NISAについては、口座を開設した人は9.5%、NISAを認知しているが口座を開設していない人は41.8%、NISAを知らない人は48.3%だった。ノムラ個人投資家サーベイ(2018年12月)によると⁵、2014年卒のNISA利用者のうち、非課税期間が終了する際、全ての投資商品を翌年の非課税枠に移管したいとの答えが62.7%にのぼり、全ての投資商品を売却したいとの答えは14.8%にとどまった。また、非課税期間が終了した後、翌年の非課税枠で新規購入するとの答えが77.3%を占めた。そのため、NISAの最初の5年間の非課税期間が2018年末に終了するにあたり、保有株式や投資信託等が売却される可能性は限られ、既存のNISA利用者が2019年も制度を利用する意向は高いと見られる。

2. 制度面の動き

制度面の動きとしては、まず2018年1月から、投資初心者でも利用しやすい制度として、「つみたてNISA」が開始されたことが挙げられる。金融庁によると2018年9月末時点では、つみたてNISA口座数は87万5658口座であり、20歳代~40歳代が65%を占める。ただし、一般NISAも含めたNISAの普及率(年齢階層別利用者数の対象人口比)は、20歳代は4.8%、30歳代は9.4%、40歳代は10.5%であり、若年層による投資は広がりつつあるとはいえ、今後の増加余地はまだ多く残されている。

また、最低投資単位を引き下げる動きが広がったことも挙げられる。2018年10月1日、全国の証券取引所は国内株式の売買単位を統一し、2007年時点では1株から2,000株まで8種類あった投資単位が100株に一本化された。そのため、株式(単元株)の最低投資金額は、東証1部に上場する株式の場合、1989年12月時点では190万円だったが、今回の見直しにより26万円程度に下がることになった⁶。そのため、個人投資家にとっては、投資のわかりにくさが解消され、少額から投資を実践しやすくなっただけでなく、利益確定やリバランスもきめ細かくできるようになった。

3. 新たな金融サービス提供の動き

1) 投資を実践しやすくするサービス

投資金額については、投資信託を原則100円から投資できたり、日本や米国の株式を1株から投資できるサービスもネット証券中心に増えている一方で、新たな投資サービスも増えている。前述の日本証券業協会の調査によると、これまでは、投資による資産作りに興味を持ちつつも、十分な知識がない、値下がり不安といった理由から断念している人も多い状況にある⁷。このような状況に変化をもたらすべく、2018年にはITや小売りなど

⁵ 調査は、株式投資経験のある個人投資家モニター約24000人の中から無作為に3000人を抽出し、インターネットによるアンケートを実施。調査期間は2018年12月10日~12月11日。

⁶ 「株売買100株単位に統一」日本経済新聞2018年9月30日2頁。

⁷ 同調査結果によると、株式・投資信託・公社債の非購入理由については、「興味がない」に続いて「十分な知識をまだ持っていない」「値下がりの危険がある」「ギャンブルのようなもの」が多い。

非金融企業による資産運用業への参入発表が続いた。これらは、非金融企業が本業で培った顧客基盤を生かし、スマホで簡単に投資できるサービスを提供することで、若年層を中心とする資産運用ニーズを取り込むことを目指している。2018年1月には、LINEがFolioと共に、身近で多彩なテーマを切り口とした株式投資をLINE上でも実践できるサービス「LINEスマート投資」を提供すると発表した。同年2月には、KDDIが大和証券グループと共に資産運用会社の設立を、同年3月には、LINEが野村証券と共に資産形成層向けの新しい証券会社の設立を発表した。丸井グループは、同年5月に証券子会社の設立を発表し、同年8月からつみたて投資専門の「tsumiki証券」の業務を開始した。同社では、スマホ専用アプリから丸井のクレジットカード「エポスカード」で投資信託を購入するサービスを提供しており、ネットと店舗の融合による顧客サポートも行っている。そもそも小売業は、多様な顧客に応じたサービスの提供に本業で先行しており、親和性の高い資産運用業にはイオン銀行などが早くから参入していた。

2) ポイントを使った投資・運用サービス

ポイントを使った投資・運用サービスも広がっている。このサービスは、ポイント投資型（ポイントを利用して株式や投資信託等に投資）、ポイント運用型（投資信託などの値動きに連動して保有ポイントが増減）、ポイント付与型（株式や投資信託等に投資するとポイントが貯まる）の3種類に大別される。

ポイント投資型については、証券口座が必要で主に証券会社が手がけている。例えば、先行した楽天証券では、楽天グループの「楽天スーパーポイント」で楽天証券が扱う投資信託を購入できる。また、松井証券では、2018年10月から投資信託の積立投資に「松井証券ポイント」を使えるようになった。SBI証券とCCCマーケティングが設立する「SBIネオモバイル証券」では、2019年春からTポイントで国内株式等に投資できるようになる。SBI証券でも、2019年春からTポイントで金融商品を購入できるようになる。

ポイント運用型については、ポイントを用いて投資を疑似体験するため、証券口座は不要である。例えば、先行したクレディセゾンでは、「永久不滅ポイント」を指数（TOPIXなど4種類）や株式（3種類）に連動させることで、ポイントを運用できる。また、2018年5月からNTTドコモでは、携帯電話利用やdカード利用等で得た「dポイント」を、お金のデザインが運用する投資信託に連動させることで、ポイントを運用できる。2018年9月から、楽天証券でも「楽天スーパーポイント」を投資信託に連動させることで、ポイントを運用できる。

ポイント付与型については、例えば丸井グループのtsumiki証券では、投資信託の積立期間に応じて「エポスポイント」を付与し、毎年積み立てるとポイント付与率が増えていく。また、KDDIアセットマネジメントでは、auの投資信託の保有残高に応じてauの「WALLETポイント」または「Wow!スーパーポイント」を付与している。楽天では、楽天カード決済で投資信託を積み立てると、積立額に応じて「楽天スーパーポイント」を付与している。

これらはいずれも、手持ちの現金を使わなくても、おまけ的な位置づけの「ポイント」で投資を経験できるため、未経験者にとっても、投資を実践する上での心理的ハードルは低い。また、これらのサービスは操作性に優れ、ユーザーエクスペリエンスを重視したものが多く魅力である。特に、ポイント運用型の場合は、新たな口座開設に伴う本人確認手続き等が不要で、（ポイントが非課税扱いのため）投資に伴う諸費用や税金に悩まされずにすむ。そのため、これらのサービスを利用することで、未経験者であっても投資への最初の一步を踏み出しやすくなると考えられる。

3) 新たな銀行の設立

若年層を含めた顧客基盤の拡大は、既存金融機関にとって大きな課題になっているが、資産運用業だけでなく銀行業でも新たな動きが見られている。2018年10月、ローソンが三菱UFJ銀行と設立した「ローソン銀行」が業務を開始した。2018年11月には、LINEがみずほフィナンシャルグループと共に新銀行「LINE Bank」を設立することを発表した。これは、スマホを使ったネット銀行となる予定で、2020年の開業を目指している。また両社は、信用スコアを用いた消費者向け融資でも連携する。LINEは、国内ユーザー7,800万人を抱える日本有数のITプラットフォームであり、コミュニケーションアプリや決済・送金、証券、保険などの金融サービスの提供によりLINE経済圏を構築しつつある。証券については前述の通りだが、保険については2018年10月から損保ジャパン日本興亜と共に、LINEアプリ上で損保に加入できる「LINEほけん」の提供を開始している。

金融ビジネスはこれまで、免許制・登録制であることや規制対応及びシステム開発コストが莫大であることなどの理由から、参入障壁が高かった一方で、利用者の利便性改善は結果的に後手に回りがちだった。このような利用者の利便性に注目した新しいサービスをきっかけに、これまで投資に無関心だった人々が本物の投資家に育つ可能性もある。投資家層を拡大するための企業側での様々な取組みは、今後も引き続き注目される。

IV. 平成31年度税制改正大綱の概要と今後の注目点

最後に、今後の家計金融資産に大きな影響を及ぼす、税制改正の動きを紹介する。

2018年12月14日に「平成31年度税制改正大綱」が自由民主党及び公明党（以下、与党）から公表され⁸、同月21日に「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定された⁹。2019年10月に予定されている消費税率10%への引き上げをにらみ、増税が景気に及ぼす影響を抑えることに重点が置かれ、食品等に係る税率を据え置く軽減税率制度に加え、自動車、住宅の購入を支える減税も導入された。また、高齢化が進む中、個人事業主の事業承継を後押しする税優遇も設けられた。この税制改正により内国税関係では平年度ベースで1,040

⁸ https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf?_ga=2.107204225.262746106.1545279365-1749640856.1490091369 参照。

⁹ https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf 参照。

億円の減税となった。

この平成 31 年度税制改正大綱のうち、金融庁が要望していた家計金融資産に係る主な改正の概要と今後注目される論点は、下記の通りである。

1. 税制改正大綱に盛り込まれたもの

1) NISA の利便性向上

NISA（一般 NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA）については、利便性向上に係る措置として、次の四点が盛り込まれた。第一に、NISA 口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に日本を離れている間であっても、引き続き NISA 口座を利用できるようにすること。第二に、成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、NISA 制度の利用開始年齢を引き下げること。第三に、NISA 口座で保有する上場株式等を他の年分の非課税管理勘定に移管する際に提出するロールオーバー移管依頼書等について、電磁的方法による提出の簡素化を図ること。第四に「一般 NISA」勘定と「つみたて NISA」勘定の期中における変更手続きについて簡素化を図ること、である。

二点目の成年年齢の引き下げについては、2023 年 1 月 1 日以後に設けられる非課税口座について適用される。これは、「民法の一部を改正する法律」が 2022 年 4 月 1 日から施行され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに対応した措置である。そのため、上述した NISA 制度の利用者だけでなく、相続税の未成年者控除の対象者や、相続時精算課税制度・直系尊属からの贈与に係る贈与税の税率の特例、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予といった各制度における受贈者の年齢要件も、20 歳から 18 歳に引き下げられる。

2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しと延長

教育資金の一括贈与で非課税措置は、現行では 2019 年 3 月末に期限切れを迎えることになっていたが、2 年間延長されることが盛り込まれた。ただし、措置の適用に際しては下記の要件が課されることになった。

第一に、受贈者の所得要件である。現行では所得要件はないが、2019 年 4 月 1 日より、受贈者の合計所得金額¹⁰が 1000 万円を超える場合には適用できない。

第二に、教育資金の範囲である。現行では一律に用途の範囲が設定されているが、2019 年 7 月 1 日より、23 歳以上の者の教育資金の範囲について、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定される。

第三に、贈与者死亡時の未使用残高の扱いである。現行では、贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算されないが、2019 年 4 月 1 日より、贈与者の死亡前 3 年以内に行われた贈与については、贈与者の死亡日におけるその残高を相続財産に加算される。ただし、贈与者の死亡日において、受贈者が①23 歳未満、②学校等に在学中、③教育

¹⁰ 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額。

訓練受講中のいずれかに該当する場合は、除かれる。

第四に、教育資金契約の終了事由である。現行では、受贈者が30歳到達時において、その時点の残高に対して贈与税を課税されるが、2019年7月1日より、受贈者が30歳到達時において、上記②または③に該当する場合は、その時点で残高があっても贈与税を課税されない。その後、②または③の事由がなくなった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税されるが、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税される。

このように、今年度の大綱では、経済格差を固定するとの指摘に配慮しつつも、同措置が本来の趣旨（高齢者に偏在する資産を若年層に移し、若年層の進学等を支援する）に沿って適切に利用されるように、条件が付された。ただし、同措置について文部科学省や金融庁が要望していた、事務手続きの簡素化等を図ることは、見送られることになった。

さらに、同措置については2年後に改めて見直しが行われることになった。与党大綱では「基本的考え方」として次のように述べている。「高齢化の進展に伴い、いわゆる『老々相続』が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税若しくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、わが国においては、平成15年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。」

なお、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置についても、適用期限を2年延長し、教育資金と同様に、2019年4月1日より、受贈者の所得要件が課されることになった。

3) マイナンバー関連

2016年1月1日より前に証券口座を開設した顧客のマイナンバー告知期限については、現行では2019年1月1日とされていたが、同大綱で2022年1月1日へと3年間延長された。また、マイナンバーの告知を受けるべき金融機関等が、その金融機関等にマイナンバーを告知していない者（番号未告知者）のマイナンバーを、振替機関から提供を受けて確認したときは、番号未告知者がその金融機関等にマイナンバーの告知をしたものとみなし、改めて番号未告知者がマイナンバーの告知を行う必要はなくなった。

2. 税制改正大綱で見送られたもの

金融庁が要望していた家計金融資産に係る主な改正項目のうち、特に注目されていた下記二点については、平成 31 年度税制改正大綱では見送られることになった。

1) NISA 制度の恒久化

現行の投資可能期間は、一般 NISA 及びジュニア NISA は 2023 年まで、つみたて NISA は 2037 年までである。同制度の恒久化については、金融庁では平成 25 年度改正から要望してきたが、今回も見送られることになった。また、つみたて NISA についても、開始時期にかかわらず 20 年間の投資可能期間を確保できるよう、投資可能期間の延長を求めていたが、見送られることになった。ただし、与党大綱では「基本的考え方」として、「NISA については、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する」と述べており、今後も検討を続けることとされた。

2) 相続した株式の譲渡における相続税（株式分）の取扱に関する見直し

現行では、相続人が相続した上場株式等を売却する場合、その売却が 3 年以内ならば、当該株式に係る相続税分を譲渡所得から差し引くことが可能である。金融庁では、世代を通じた長期の株式保有を促す観点から、「3 年以内」という制限を撤廃し、国民の資産選択に歪みを与えないよう税制を整備することを求めていたが、見送られることになった。また、金融庁では同様の観点から、上場株式等の相続時の評価に係る見直しについても継続要望していたが、今回も見送られることになった。

3. 税制改正大綱で「検討事項」とされたもの

金融所得課税の一体化については、金融庁は、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大することを要望してきたが、今後も引き続き検討されることになった。与党大綱では「検討事項」として、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」と述べている。なお、今回の与党大綱の文言は、前年度の文言から変更はなかった。

4. 今後の注目点

上記の検討事項も踏まえ、平成 31 年度税制改正大綱から見る今後の注目点としては、下記の二点が挙げられる。

1) 老後の生活等に備える資産形成を支援する制度のあり方

老後の生活等に備える資産形成を支援する制度について、与党大綱では「基本的考え方」

として、次のように述べている。「老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、『人生100年時代』に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。」

さらに、与党大綱では「検討事項」として次のように述べている。「年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。」

老後の生活等に備える資産形成を支援する制度のあり方については、昨年度の与党大綱でも言及はあったが、今年度は分量も増え内容もより踏み込んだものになっており、今後は制度のあり方について包括的な議論が急ピッチで進められることが見込まれる。

2) 金融所得課税のあり方

金融所得課税のあり方についても、今後は議論が進むと見込まれる。上述した与党税制改正大綱では、「基本的考え方」として次のように述べている。「金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」（下線は筆者）。昨年度の大綱でも金融所得課税のあり方については言及されていたが、今年度の大綱では下線で示した部分が加えられた。

今後を見据えると、2019年10月には消費税率10%への引き上げが予定される中で、安倍政権下で新たに導入された政策措置には期限切れを迎えるものも多い（図表15）。上記の二点を含めた家計金融資産に係る政策議論は、今後も注目されよう。

図表 15 家計金融資産に係る主な政策措置の今後のスケジュール

年月	家計金融資産に係る政策措置の動き
2019年10月1日	・消費税率10%へ引き上げ及び軽減税率導入
2021年3月31日	・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置口座の開設期限 ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置口座の開設期限
2021年12月31日	・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限
2023年12月31日	・一般NISA口座、ジュニアNISA口座の開設期限
2037年12月31日	・つみたてNISA口座の開設期限

(出所) 国税庁資料等より野村資本市場研究所作成